

《 事務所ニュース 2021年1月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

謹賀新年

旧年中は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます
本年もよろしくお願ひ申し上げます

令和3年 元旦

雇用調整助成金の今後について！

◆ 来年2月いっぱいまで現行の特例措置は終了予定
新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の
特例措置として、令和3年2月末まで日額上限額の引
上げ等がされていますが、3月以降段階的に縮減し、
5～6月にリーマンショック時並みの特例とするの
方針が、今月8日にまとめられた総合経済対策で表
明されています。

そして、令和3年1月末および3月末時点の感染状況
や雇用情勢が大きく悪化している場合、感染が拡大し
ている地域・特に業況が厳しい企業について特例を設
ける等、柔軟に対応するとされています。

◆ 3月以降の雇用調整助成金の特例措置は？

参考としてリーマンショック時の主な特例措置の内
容を紹介すると、次のとおりです

(実施時期にはばらつきがあります)。

(1) 助成率：中小企業 4/5、大企業 2/3 (コ
ロナ特例措置では雇用を維持している場合、中小企業 10
/10、大企業 3/4)

(2) 生産指標要件：最近3カ月の生産量等が直前3カ
月または前年同期と比べて原則5%以上減少

(コロナ特例措置では1カ月5%以上減少)

(3) 対象被保険者：被保険者期間6カ月未満の者も助
成 (コロナ特例措置では緊急雇用安定助成金により被
保険者でない労働者も助成)

(4) 支給限度日数：3年300日 (コロナ特例措置では
令和2年4月1日から令和3年2月末までの期間+
1年100日、3年150日)

◆ 3月以降は在籍型出向による雇用維持支援に！
総合経済対策では、「産業雇用安定助成金(仮称)」を
創設し、出向元と出向先の双方を支援するとともに、
出向元企業への雇用調整助成金による支援、労働移動
支援助成金による受入れ企業への支援も引き続き実
施するとされています。

現在従業員を休業させ雇用調整助成金を活用してい
る企業においては、上記のような変更への対応を検討
しておく必要があるでしょう。

◆ 人手不足企業向けには新たな雇入れ助成も！

コロナ禍による離職者等で、就労経験のない職業に就
くことを希望する求職者を一定期間試用雇用する事
業主に対する賃金助成制度(トライアル雇用助成金)
を創設するとともに、紹介予定派遣を通じた正社員化
(キャリアアップ助成金)を促進するとされています。
人手不足に悩んでいる企業においては、こうした制度
の活用による人材確保も検討してみるのもよいかも
しれません。

賞与支払届の提出について！！

年末年始は、賞与の支給をする企業も多いと思い
ます。賞与を支給した場合は、管轄の年金事務所等
に「賞与支払届総括表」及び「賞与支払届」を提出
することになっています。賞与の額は、年金額の算
出の基礎となりますので、忘れることのないよう注
意しましょう。

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行